

東京都立光明学園における飲料自動販売機設置契約実施要領

- 1 件名
東京都立光明学園における飲料自動販売機設置契約
- 2 契約期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- 3 履行場所
東京都立光明学園（北棟1階N1-9昇降口）
- 4 対象業務の内容
東京都立光明学園における児童・生徒及び教職員の福利厚生及び健康と安全に配慮した商品の提供。
詳細は、仕様書のとおり。
- 5 技術提案書等に関する評価項目並びに評価基準及び評価の配点
「東京都立光明学園における飲料自動販売機設置契約使用者決定基準」による。
- 6 技術提案書等の様式
「総合評価に係る提案書」による。
- 7 技術提案書等の提出方法
「総合評価に係る提案書」に関する留意事項による。
- 8 使用者の要件
 - (1) 飲料自動販売機業の営業経験年数が5年以上であること
 - (2) 税金を完納していること
 - (3) 資産状態が良好であること
 - (4) 東京都内に事業の店舗を有していること
- 9 使用者の決定方法
「東京都立光明学園における飲料自動販売機設置契約使用者決定基準」による。
- 10 担当者
東京都世田谷区松原六丁目38番27号
東京都立光明学園経営企画室
電話：03-3323-8421（代表）